

# 新型インフルエンザ等対策 都道府県行動計画の 軽微な改定に係る手続の簡素化

令和4年7月1日

広島県

# 新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の概要

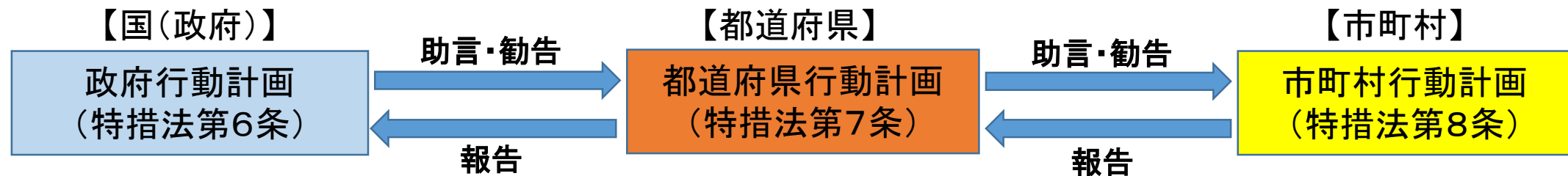
## 1 根拠法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号) 第7条

※以下「特措法」と略

## 2 計画策定主体

12



## 3 都道府県行動計画の内容

主な策定項目(特措法第7条第2項)	具体的内容(広島県行動計画)
対策の総合的な推進に関する事項	計画策定の目的、基本的な方針、被害想定
新型インフルエンザ等対策に関する事項	関係者の役割分担、対策の主要項目(サーベイランス、予防、医療等)
市町村行動計画等の作成の基準となるべき事項	市町、指定地方公共機関の役割、発生段階別の関係機関との連携事項
体制に関する事項	発生段階に応じた実施体制(対策本部の設置、相談体制、医療体制等)
他の地方公共団体その他関係機関との連携に関する事項	関係機関との連携体制及び実施事項(情報収集・提供等)、特定接種対象業種

# 支障事例

## 根拠規定

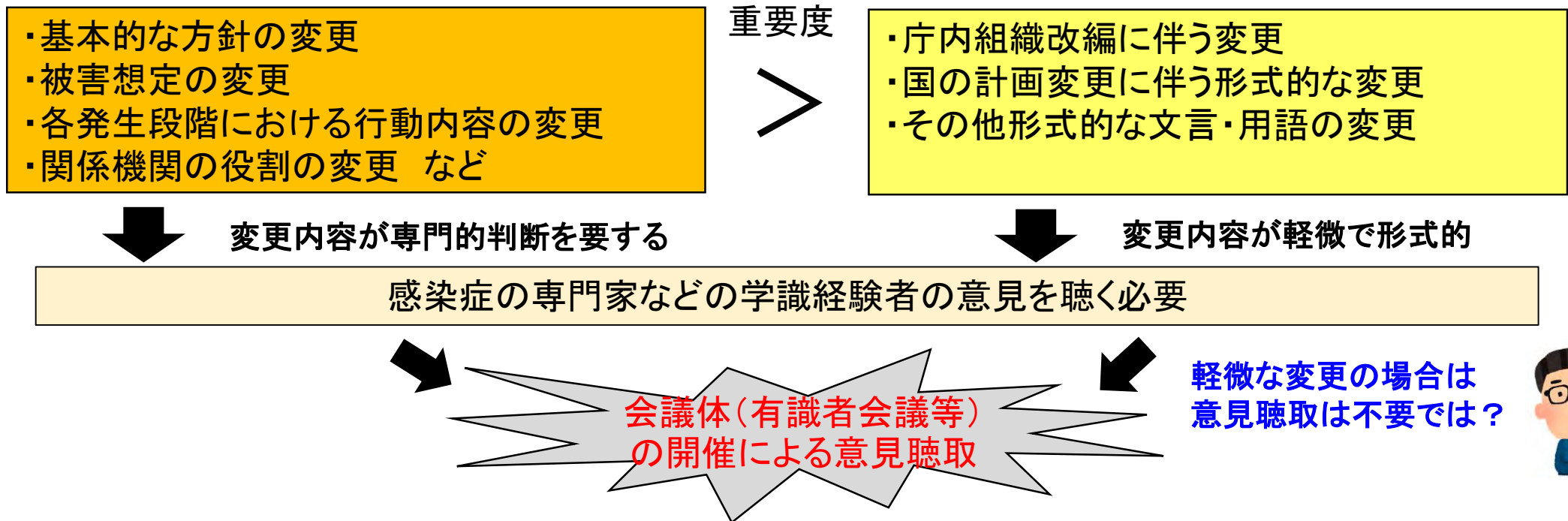
### ・特措法第7条第3項

「都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。」

### ・特措法第7条第9項(都道府県計画を変更する場合の第3項の準用規定)

## 計画変更の例

13



# 提案内容

特措法第7条第9項に規定する計画変更のうち、専門的な判断を要しない軽微な内容の変更の場合は、学識経験者からの意見聴取を不要とする。

## 具体的方法

次のいずれかの方法が考えられる。

### 1 特措法第7条第9項の改正

現行	改正案(例示)
第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。	第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。 <u>ただし、第三項において、都道府県知事が学識経験者の意見を聴く必要がないと認める軽微な変更等の場合は、意見を聴くことを要しない。</u>

### 2 特措法第7条第9項の運用又は解釈に関する通知の発出

特措法第7条第9項において、都道府県知事が計画を変更しようとする場合の第3項の準用規定については、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の判断を要しない軽微な内容の変更の場合は、これを省略し、報告に代えることができることとする。なお、学識経験者への報告が不要と考えられる軽微な変更の場合は、都道府県知事の判断により報告しないこととして差し支えない。

# 見直しによる効果

## 1 改定作業に係る業務負担軽減

以下の業務が不要となり、職員の業務負担軽減に繋がる。

### ○有識者会議の開催

会議の企画・立案(委員選定)、開催通知、会議資料作成、委員長等との事前調整、会議の運営(会場、web)、議事録作成、関係費用の支出関連事務 など

**※会議体を設置していない場合は、設置要綱の制定や委員(学識経験者)の選定業務が更に必要。**

## 2 予算の軽減

上記有識者会議の開催に伴う委員への報償費・旅費、会場使用料、資料作成・送付に係る事務費等が不要となる。また、業務に従事する職員の人件費削減に繋がる。

## 3 迅速な改定作業による早期の施行及び関係機関等への周知

改正作業に係る事務処理期間が短縮され、早期に関係機関への周知が可能

⇒市町村、指定公共機関等での改定作業の迅速化にも寄与

